



お知らせ

固定資産税の課税免除に  
関する条例の廃止

製造などの設備を新設または増設し、一定の要件を備えている場合には、固定資産税の課税免除について定めた「低開発地域工業開発地区における固定資産税の課税免除に関する条例」(該当区域、旧国府町・旧福部村・旧河原町・旧用瀬町)が平成17年3月31日をもって廃止されます。

なお、平成17年3月31日までに新設または、増設されたものについては、従前どおり3年間の課税免除を受けることができます。

**問い合わせ先** 市役所駅南庁舎  
固定資産税課 ☎(0857)20-3421

「鳥取市公共的団体統合促進  
補助金」交付制度の創設

市町村合併に伴い、市内の公共的団体が組織の統合のために行う事業に対して、その活動を支援し、新市の一体性の確立を促進することを目的に「鳥取市公共的団体統合促進補助金」交付制度を創設しました。

補助事業の内容

市町村合併に伴い、市内の公共的団体がその統合をめざし行う調査・研究事業及びイベント等の事業

補助対象者

町内会、女性団体、青年団体、老人クラブ、文化団体、体育団体など公共的活動を行う団体

補助金の額

補助対象経費の3分の2の額で20万円を限度として交付

問い合わせ先

市役所本庁舎  
地域調整課 ☎(0857)20-184

海岸漂着物にご注意を

この季節になると、ポリタンクなどの容器類が海岸に漂着することがあります。容器の中には、有害な物質が入っている場合もありますので、不用意にふたを開けたり持ち帰ったりしないようにしましょう。

もしも、このようなものを見つけた場合は、危機管理課までご連絡ください。

問い合わせ先

市役所本庁舎  
危機管理課 ☎(0857)20-3127

入札参加申請の受付

■建設工事・コンサルタント業務

**対象期間** 平成17・18年度  
**受付期間** 2月1日(火)～2月28日(月)  
**資格有効期限** 平成19年3月31日までの2年間  
**申請用紙** 建設工事：市の所定の様式  
建設コンサルタント：中央公契連統一様式  
**申請先** 市：市役所都市政策課 ☎(0857)20-3259  
または、各総合支所産業建設課  
水道局：水道局工務課 ☎(0857)53-7942

■物品売買など

**対象期間** 平成17・18年度  
**受付期間** 2月1日(火)～2月28日(月)  
**資格有効期限** 平成19年3月31日までの2年間  
**申請用紙** 市の所定の様式  
**申請先** 市：市役所出納室 ☎(0857)20-3321  
水道局：水道局総務課 ☎(0857)53-7914

※いずれの申請用紙とも鳥取市ホームページ (<http://www.city.tottori.tottori.jp/>) でダウンロードができます。なお、受付期間以降でも随時受け付けます。

表彰

優良建設工事

平成15年度に都市整備、農林水産、環境下水道の各部分が行った工事の中から、8工事が優良建設工事に推薦されました。11月18日に開催した審査委員会により、その全ての工事が鳥取市優良建設工事に認定されました。

工種	工事名	施工箇所	施工業者
一般土木	都市計画道路事業7.6.3 卯垣旭町線道路改良工事	立川町六丁目地内	タカキコーム(有)
一般土木	まちづくり総合支援事業 太平公園築造工事	瓦町地内	美穂建設(株)
一般土木	市道賀露西浜2号線地方特定 道路整備工事(6工区)	賀露町地内	大和建設(株)
舗装	市道岩吉安長線ほか臨時 地方道路整備工事	五反田地内ほか	(株)興洋工務店
一般建築	鳥取市大和体育館新設 (建築)工事	倭文地内	大内建設(株)
一般建築	市営住宅賀露団地9棟 建替(建築)工事	賀露町南二丁目地内	シウケン・原田・興洋 特定建設工事共同企業体
管	市営住宅賀露団地9棟 建替(機械)工事	賀露町南二丁目地内	坂口設備工業(株)
電気	市営住宅賀露団地9棟 建替(電気)工事	賀露町南二丁目地内	(株)誠和電気

問い合わせ先 市役所本庁舎都市政策課 ☎(0857)20-3259